

令和4年3月14日決定

京都市児童福祉センター連携医制度の推進に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、児童福祉センター発達相談所が中心となって実施する連携医制度について、その基本方針を定め、並びに児童福祉センターの責務及び連携医の役割を明らかにするとともに、連携医制度に関する基本となる事項を定めることにより、発達障害児(「疑い」とされるものを含む。以下同じ。)及びその保護者に係る京都市地域の医療環境の向上と福祉的支援の強化を計画的に推進することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において「児童福祉センター」とは、京都市児童福祉センター及びその支所である京都市第二児童福祉センターをいうものとする。

2 この要綱において、「児童福祉センター連携医」(以下この本則及び附則において「連携医」という。)とは、児童福祉センター発達相談所において連携医の登録を受けた医師をいう。

3 前2項のほか、この要綱において使用する用語は、京都市児童福祉センター条例において使用する用語の例による。

(基本方針)

第3条 連携医制度は、児童福祉センターを中心に、京都市域で発達障害児の医療支援に取り組む志しある医師により専門医ネットワークの形成を図り、京都市域における発達障害児及びその保護者に対する福祉医療面の具体的な支援策の充実を実現できるよう、児童福祉センターと連携医間、更には、連携医間の連携と協力を推進することを基本方針とする。

(児童福祉センターの責務)

第4条 連携医制度にあつて児童福祉センターは、発達障害児が必要な時期に診療を受け、その後の適切な支援につながるよう、連携医に必要な情報を提供し、併せて関係医師間の相互の協力を推進するため、必要な事業を実施することを責務とする。

(連携医の役割)

第5条 連携医制度にあつて連携医は、児童福祉センターに必要な協力を行うほか、自らが有する医療面の強みを把握したうえで、連携医相互間の協力の深化を図り、基本方針の実現に寄与することを役割とする。

(連携医の登録及び公開)

第6条 連携医の登録を受けようとする者は、別記様式1により、市長に登録を申し込むものとする。

2 前項の登録申込者は、前項の登録の申込について、次の各号に該当する事由があるときは連携医の登録を受けることができない。

(1) 医師免許のない者

(2) 医療に関し非行の事実が認められる者

(3) 医療に関し行政から現に指導を受けている者又は行政処分を受けた者

(4) 前各号に掲げる者のほか、市長が特に連携医となる資質に欠くと判断した者

3 市長は、第1項の登録申込に対し、登録したときは、別記様式2により登録通知を行うものとし、第2項の規定に該当する者は、該当理由を明記し、別記様式3により登録ができない旨を通知するものとする。

4 連携医名簿の管理は、児童福祉センター発達相談所診療療育課において行う。

5 児童福祉センターは、登録された連携医について、その所属機関、医師名及び連絡先を公開できるものとする。

(連携医事業)

第7条 児童福祉センターは、第3条の基本方針を踏まえ、第4条の責務を果たすため、次の事業を実施するものとする。

(1) 発達障害の診察を希望する者の連携医への受診紹介

(2) 連携医を受診する発達障害児に対する児童福祉センター発達相談所の支援施策の案内、療育先の相談の受付、児童福祉センター診療所（児童福祉センター診療所及び第二児童福祉センター診療所をいう。以下同じ。）での診察の実施

(3) 連携医を受診する発達障害児の保護者に対する連携医の推薦のもと発達障害者支援セ

ンターかがやきが実施する「発達障害講座」の受講承認

- (4) 児童福祉センター診療所の外来診療における連携医の陪席
- (5) 児童福祉センター及び連携医との情報交換会その他連携医に対する発達障害に関する情報の提供
- (6) 連携医間の協働を図り協力と連携を促進すると認められる事業
- (7) 前各号に掲げるもののほか、連携医制度に必要と認められる事業

(守秘義務)

第8条 連携医は、連携医制度を通じて知り得た行政の秘密とする情報及び個人情報を、当事者の同意がない限り、第三者に提供してはならないものとする。

(連携医の登録抹消)

第9条 連携医は、児童福祉センターに書面で連携医の辞退を随時申し入れることができる。

- 2 前項の申し入れのあったときは、当該申入者の連携医の登録を速やかに抹消するものとする。
- 3 児童福祉センターは、連携医が第6条第2項各号に該当するに至ったときは、登録を抹消することができるものとする。

(その他)

第10条 この要綱の児童福祉センターと連携医間及び連携医相互間の法的効力は、第8条を除き、紳士協定の効力が生じるものとし、児童福祉センター及び連携医の当事者間は、この要綱の基本方針とそれぞれの責務、役割に応じ、信義をもって誠実に連携医の事業に取り組むものとする。

- 2 この要綱の施行に必要な事項については、児童福祉センター発達相談所長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(施行区分)

- 2 この要綱の施行前に連携医として登録されている者は、この要綱第6条の規定により登録された者とみなす。この場合において、当該連携医に対し、第6条第3項の規定を準用できるものとする。

(別記様式1)

京都市児童福祉センター連携医登録申込書

年 月 日

(宛先)京都市長

申込者住所

申込者氏名 (自 署)

私は、京都市児童福祉センター連携医制度の推進に関する要綱の内容を承諾し、京都市児童福祉センター連携医に登録したいので、京都市児童福祉センター連携医制度の推進に関する要綱第6条第1項の規定により申し込みます。

記

申込者の診療科	
申込者が所属する機関 名及び所在地	機関名 所在地
連絡先電話	
連絡先E-Mail	

以上

(別記様式2)

京都市児童福祉センター連携医登録通知書

京都市子児セ第 号
年 月 日

(被登録者)

様

京都市長 印

あなたを京都市児童福祉センター連携医に登録しましたので、京都市児童福祉センター連携医制度の推進に関する要綱第6条第3項の規定により通知します。

(別記様式3)

京都市子児セ第 号
年 月 日

様

京都市長 印

京都市児童福祉センター連携医の不登録について(通知)

年 月 日付けで申込のあった京都市児童福祉センター連携医の申込については、下記のとおり、京都市児童福祉センター連携医制度の推進に関する要綱第6条第2項 号に該当しますので、登録できない旨を通知します。

記

(該当事由)